

周東地域における公共施設アクションプログラム

そおエリア

令和6年3月

1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 周東地域そおエリアの概況

(1) 人口等（令和5年12月現在）

小学校区	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
そお小	18	681	1,332人	97人 (7.3%)	542人 (40.7%)	693人 (52.0%)

(2) 施設の設置状況

周東地域そおエリアの公共施設は、13施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
1	市民文化系施設	集会所	そお	西中集会所	—	W	1973	99.37	旧	洪	移転	廃止,協議	20
2	社会教育系施設	公民館	そお	周東祖生公民館	○	RC	1974	560.00	×	土・洪	継続,移転	検討	69
3	スポーツ・レクリエーション系施設	グラウンド・広場	そお	周東祖生グラウンド(祖生コミュニティセンター等)	—	S	1994	202.96	○	土	継続	維持(修繕),検討	94
4	学校教育系施設	小学校	そお	そお小学校	○	RC	1993	2,537.00	○	—	継続	検討	161
5	子育て支援施設	保育園	そお	そお保育園	—	CB	1980	520.96	○	土	継続,検討	検討	212
6	子育て支援施設	放課後児童教室	そお	そお放課後児童教室	○	そお小学校併設			○	洪	継続	検討	228
7	行政系施設	出張所等	そお	祖生出張所	○	周東祖生公民館併設			×	土・洪	継続	検討	250
8	行政系施設	水防倉庫	そお	落合水防倉庫	—	S	1992	26.47	○	—	継続	維持(修繕)	258
9	行政系施設	消防団車庫等	そお	宮源消防機庫(1ー3)	—	S	2005	26.55	○	土	継続	維持(修繕),検討	260
10	行政系施設	消防団車庫等	そお	新宮消防機庫(1ー1)	—	W	1989	19.44	○	土・洪	継続	維持(修繕),検討	260
11	行政系施設	消防団車庫等	そお	別東消防機庫(1ー2)	—	W	1986	19.44	○	—	継続	維持(修繕),検討	261
12	その他	普通財産集会所	そお	旧祖生小規模老人憩の家	—	W	1977	67.68	旧	土・洪	移転	廃止,協議	331
13	その他	旧小中学校等	そお	旧祖生東小学校	—	RC	1987	2,593.00	○	土	—	維持(修繕)	382

(3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のように地域づくりエリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。

「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行うとともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口	
そおエリア	周東祖生公民館	18	681世帯	1,332人
* 地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。				

3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

(1) 集会系施設（普通財産集会所を含む。）

集会系施設として、集会所が 1. 西中集会所の 1 施設、普通財産集会所が 12. 旧祖生小規模老人憩の家 の 1 施設、合わせて 2 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 39・40 ページと 336・337 ページを参照）

- 地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会系施設のうち、地域課題の解決に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設を地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。
- 「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。
- 「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が困難な状況に至った段階で廃止します。

なお、耐震基準を満たしていない施設であっても、施設の状況を十分説明して理解を得た上で、地域が希望する場合には、譲渡できるものとします。地域に譲受けの意向がない施設については、修繕が必要になった段階で廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

1. 西中集会所、12. 旧祖生小規模老人憩の家

旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、地域自治会等と廃止について協議する。

なお、施設の状況を十分説明した上で、地域自治会等が施設の譲渡を希望する場合は、譲渡する。

ウ アクションプログラム

1. 西中集会所、12. 旧祖生小規模老人憩の家

西中集会所は、1973 年に旧耐震基準で建設し、建築から 50 年経過しています。国指定重要無形民俗文化財「周防祖生の柱松行事」や地域イベントの打合せ・準備などに使用され、諸室の平均稼働率は 1.9%で、年間の利用者数は把握していません（令和3年度実績）。

旧祖生小規模老人憩の家は、1977 年に旧耐震基準で建設し、建築から 46 年経過しています。

いずれも旧耐震基準で建設し、耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっていることから、令和7年度までに利用団体・地元自治会と廃止について協議します。

なお、いずれの施設とも、地元自治会や利用団体が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

(2) 公民館

公民館として、2. 周東祖生公民館を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は70・71ページを参照）

【機能】

公民館は、市民にとって最も身近な学習活動や趣味・生きがい活動の場としての役割だけでなく、地域防災・防犯、環境、雇用、医療、家庭の支援、学校の支援など少子化・高齢化などの社会状況の変化に起因する地域課題に対して、市民、自治会、企業などと行政が協働してその解決に取り組む場としての役割が求められています。

公民館は、社会教育法に基づき設置されることから、同法の規制の中で事業を行う必要がありますが、比較的利用制約の多い社会教育法に基づく公民館としての位置付けを見直し、地域課題解決のための学習や実践活動の場として、多様な主体が地域のまちづくりを担う拠点施設として、施設の利用度を高めてより様々な活動ができる施設に移行することについて検討します。

その上で、中央公民館は、市民の生涯学習の中核として、今後も市全体の講座等の企画立案機能を担い、中枢的な役割を果たしていきます。また、その他の15の公民館及び分館については、公民館事業の実施のほか、地域課題解決のために地域が連携して学習や実践活動する場と位置付けて今後も機能を継続します。

【建物】

現に出張所などと複合化されている公民館の建物については、多様な主体が協働して地域が抱える課題の解決に取り組む場（地域づくり拠点施設）と位置付け、耐震基準を満たす施設は計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

単体の公民館や、耐震基準を満たしておらず老朽化が顕著な公民館については、他の施設との複合化や廃止も含めて検討します。

【管理運営等】

「地域づくり拠点施設」として位置付ける公民館施設の管理運営については、市民・地域が主体となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

2. 周東祖生公民館

耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んでいることから、周辺の公共施設への移転又は建て替えを検討する。

ウ アクションプログラム

2. 周東祖生公民館

そおエリアの地域づくり拠点施設とします。祖生出張所との複合施設で、1974年に旧耐震基準で建設し、建築から49年経過しています。短歌、水墨画等の教室のほか、祖生ふるさとまつり、ふれあいハイキング、敬老会、子ども弁論大会などに使用され、諸室の稼働率は0.8%~15.9%で、年間約5,300人が利用しています。

公民館は、市民の学習活動や趣味・生きがい活動に加え、地域課題の解決のための学習活動や実践活動を支援する役割を担うことから機能は継続します。施設は、地域づくり拠点施設に位置づけていますが、耐震診断の結果、耐震基準は満たしておらず、老朽化が顕著となっていることから、地域づくり拠点施設の在り方を含め令和7年度までに施設の移転・複合化又は適正な規模での建て替えについて検討・協議を行います。

管理運営は市が直営で行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした管理運営手法について、令和7年度までに検討します。

(3) スポーツ施設

スポーツ施設として、3.周東祖生グラウンド（祖生コミュニティセンター等）を設置しています。なお、廃校後の小規模体育館を1施設、学校開放の体育館等を1施設設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は97ページを参照）

【機能】

市民の健康づくりの場及び市民のスポーツを通じての余暇活動の場を提供するとともに、スポーツを始めるきっかけづくり及び競技力向上に資する施策を展開することにより、社会体育の振興を図るため、基本的に継続します。

【建物】

体育館等については、「岩国市総合体育館」を、全国・全県レベルの大会、全市的な大会等を開催する「基幹体育館」として位置付けて継続利用します。また、各地域に1か所、市民の生涯スポーツ活動の拠点となる体育館等を「地域体育館」として基本的に配置して継続利用します。

なお、現在各地域に配置されている小規模な体育館等（※1）については、学校開放の体育館等（※2）が各地域に配置されていることや、多目的ホール機能を備えた施設を市内の各所に設置していることから、大規模改修が必要となった段階で、原則として廃止します。

運動公園を含む屋外運動施設については、市民の身近なスポーツ活動の場として、基本的に継続利用します。

【管理運営】

継続利用する施設で、既に指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者制度による管理運営を継続しますが、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

指定管理者制度を導入していない施設については、効率的かつ効果的な管理運営を行うため、屋外運動施設も含めて、民間活力を活用した運営手法の導入を検討します。

※1 廃校後、小規模体育館として利用している施設（各施設の詳細は、(10)旧小・中学校等を参照）

施設名	方向性
旧祖生東小学校	検討

※2 学校開放の体育館等（各施設の詳細は、(4)小学校を参照）

施設名	方向性
そお小学校	検討

イ 個別施設計画での方向性

3. 周東祖生グラウンド（祖生コミュニティセンター等）

施設（附帯施設を含む。）は、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。なお、コミュニティセンター部分については、当面継続利用するものの、他の集会系施設の設置・利用状況を精査の上、今後の在り方を検討する。

ウ アクションプログラム

3. 周東祖生グラウンド（祖生コミュニティセンター等）

グラウンドは、市民の身近な運動施設として、基本的に継続します。附帯施設（トイレ）は 2013 年に新耐震基準で建設し、建築から 10 年経過しています。グラウンド利用者の利便性と公衆衛生の確保の観点から必要な修繕を行い継続使用します。

祖生コミュニティセンターは、1994 年に新耐震基準で建設し、建築から 29 年経過しています。現在は市と地元自治会の倉庫として使用され、集会系施設としての利用がないことから、令和 7 年度までに施設の在り方について検討します。

(4) 小学校

小学校として、4. そお小学校を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 164・165 ページを参照）

【機能】

義務教育である小学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童の社会性の確保の観点から、児童数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、小学校の規模及び配置の適正化の対象を選定します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間は必要な修繕を行い継続使用します。

休校中の学校施設については、一定の時期を捉えて廃校の手続きを行い、普通財産に転用した上で、サウディング型市場調査の手法等も取り入れて民間活力を活用した利活用や売却について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

4. そお小学校

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づく適正規模適正配置についての取組を「推進する学校」との位置づけを踏まえ、統廃合等について検討・協議を行う。

検討・協議結果により、今後も学校施設として継続する場合は、耐震基準を満たしていることから、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

4. そお小学校

校舎は 1993 年に、体育館は 1986 年に、いずれも新耐震基準で建設し、建築からそれぞれ 30 年、37 年経過しています。

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」における推進対象校に該当することから、引き続き、適正化について検討・協議します。施設については、当面必要な修繕を行い、継続使用します。

なお、適正規模・適正配置の検討・協議結果にかかわらず現在の教室の利用実態を精査し、他の用途での利活用についてセキュリティの確保や学校経営に支障のない範囲内で令和7年度までに検討します。

(5) 保育園

保育園として、5.そお保育園を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は213ページを参照）

【機能】【施設】【管理運営】

少子化の進展に伴い乳幼児数が減少傾向にあり、待機児童が無いものの、共働き世帯の増加や、令和元年10月からの保育料の無償化に伴い、潜在的な保育需要が見込まれることから、引き続き、保育所の機能は継続します。

ただし、園によっては、保育ニーズの減少により定員を下回っていることや、老朽化が顕著になっている施設、耐震基準を満たしていない施設もあることから、「岩国市立保育園の整備に関する基本方針及び整備計画」及び「岩国市保育園民営化実施基準」に基づき、民営化（施設の民間移管等）を含め、配置の在り方について検討します。

上記の検討結果に基づき、今後も公立保育所として維持していく施設については、計画的な改修を行って長寿命化を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

5. そお保育園

児童数の推移の状況により機能を継続するか検討する。建物は、耐震基準を満たしているものの、老朽化が進んでいることから、他の保育所との統廃合について、民営化を含めて検討する。

ウ アクションプログラム

5. そお保育園

1980年に旧耐震基準で建設し、建築から43年経過しています。耐震診断の結果、耐震基準は満たしていることから、「岩国市立保育園の整備に関する基本方針及び整備計画」及び「岩国市保育園民営化実施基準」に基づき、他の保育園との統合について、令和10年度までに民営化を含めて検討・協議します。

(6) 放課後児童教室

放課後児童教室として、6.そお放課後児童教室を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は229ページを参照）

【機能】

少子化の進展があるものの、共働き世帯や放課後の子供の安全へのニーズが高まっていることから、子育て支援の一環として今後も継続します。

【施設】

施設は、児童1人当たりの面積基準の確保状況、老朽化の状況などを基に、児童の利便性と安全性の確保を考慮し、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等への併設 ④民間施設の活用などにより、施設の配置を進め、①及び③に該当する施設については、本体施設の大規模改修等にあわせて必要な改修等を行います。

【管理運営】

管理運営については、地域力や民間活力を活用した運営方法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

6. そお放課後児童教室

学校内の教室を使用して開設していることから、学校の改修等にあわせ検討する。

ウ アクションプログラム

6. そお放課後児童教室

そお小学校の体育館を使用して開室しています。当面継続し、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づく検討・協議の結果により対応します。

(7) 出張所等

出張所等として、7. 祖生出張所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 251 ページを参照）

【機能】【建物】

窓口サービスの利用状況等を踏まえ、出張所の機能や人員体制の見直しを行うことで、市民の利便性を維持しながら、効果的・効率的な行政運営を図ります。

そのうえで、「本庁の出先機関」としての「出張所」から、「地域づくり支援の機関」となるよう、施設全体の機能の見直しを図ります。

施設については、併設する供用会館や公民館の方針に基づき対応します。

【管理運営】

出張所における行政事務の執行態勢については、市全体の窓口業務への民間活力の活用に合わせて検討するとともに、新たな地域経営の仕組みづくりを進めるなかで、併設する公民館等と一体となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

7. 祖生出張所

旧耐震基準で建設し、地域づくり拠点施設として地域経営の重要な役割を担うことから、周辺の公共施設への移転若しくは建て替えを検討する。

ウ アクションプログラム

7. 祖生出張所

祖生公民館との複合施設で、1974 年に旧耐震基準で建設し、建築から 49 年経過しています。併設する祖生公民館を、地域づくり拠点施設として位置づけていますが、老朽化が顕著となっており、耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないことから、令和 7 年度までに施設の移転・複合化又は適正な規模での建て替えについて検討・協議を行います。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、出張所の業務内容及び管理運営体制について令和 7 年度までに検討します。

(8) 水防倉庫

水防倉庫として、8. 落合水防倉庫を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 263 ページを参照）

【機能】【建物】

水防倉庫については、水害による被害を防ぐための水防資器材を保管する場所として今後も必要なことから、施設の老朽化の状況を精査し、必要な修繕等を行い継続利用します。

イ 個別施設計画での方向性

8. 落合水防倉庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

8. 落合水防倉庫

1992年に新耐震基準で建設し、建築から31年経過しています。水害による被害を防ぐための水防資器材を保管する場所として必要な修繕等を行い継続使用します。

(9) 消防団車庫等

消防団車庫等として、9. 宮源消防機庫（1－3）、10. 新宮消防機庫（1－1）、11. 別東消防機庫（1－2）の3施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は263・264ページを参照）

【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置（人員・規模・場所含む）の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

イ 個別施設計画での方向性

9. 宮源消防機庫（1－3）、10. 新宮消防機庫（1－1）、11. 別東消防機庫（1－2）

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

9. 宮源消防機庫（1－3）、10. 新宮消防機庫（1－1）、11. 別東消防機庫（1－2）

いずれも新耐震基準で建設し、建築から18年～37年経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和7年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、令和8年度には消防団施設の再配置計画を策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

(10) 旧小・中学校等

旧小・中学校等として、13. 旧祖生東小学校を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は384ページを参照）

【機能】【建物】【管理運営】

廃校となった学校施設等は、耐震基準を満たしている施設については、地域住民の自主的な活動の場や民間事業者の事業活動の場として有効利用されていることから、基本的に継続します。なお、民間事業者が使用している施設については譲渡について協議します。

その上で、更なる有効活用を図るため、地域団体や民間事業者を対象に、売却や民間活力の活用について、サウンディング型市場調査の手法等を駆使して検討します。

旧耐震基準で、かつ、老朽化が顕著な施設については、安全性の確保の観点から、廃止（除却）の方向で協議します。

イ 個別施設計画での方向性

13. 旧祖生東小学校

耐震基準を満たしており、地域住民の自主的な活動の場、コミュニティ活動の場として使用されていることから、必要な修繕を行い継続使用する。施設・設備の改修が必要となった段階で、代替策を含めて廃止について協議する。

ウ アクションプログラム

13. 旧祖生東小学校

校舎・体育館とも 1987 年に新耐震基準で建設し、建築から 36 年経過しています。校舎の 6 室（全体で 16 室）を地元のレクリエーション・健康づくりの活動に、体育館は子供の卓球クラブなどの活動に週 5 回使用されています。

令和 7 年度までに、公的利用・地域利用の有無を確認の上、いずれの見込みもない場合は、売却や民間活用のサウンディング型市場調査を実施し、有効活用について検討します。有効活用の見込みがない場合は除却します。

4. 周東地域そおエリアにおける今後の取組

(1) 譲渡について協議する施設

該当する施設はありません。

(2) 廃止について協議する施設（2 施設）

ア 用途を廃止し、除却時期を調整する施設

該当する施設はありません。

イ 施設使用者と廃止に向け協議を行う施設（2 施設）

1. 西中集会所、12. 旧祖生小規模老人憩の家

【対応方針】

現在、使用者がいる施設は、利用実態を精査し、施設の廃止について令和 7 年度までに協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1. 12.										
	利用実態の精査、廃止に向けた協議			協議結果に基づき対応						
協議先	1. 西中自治会・中村柱松行事保存会・利用団体、12. 祖生長寿会連合会									
担当部署	廃止の協議、施設維持管理・・・1. 教育委員会周東支所、12. 周東総合支所市民福祉課 本庁所管部署・・・1. 生涯学習課、12. 高齢者支援課									

(3) 計画的な改修等を行う施設（2 施設）

ア 計画的に改修を行い長寿命化を図る施設

該当する施設はありません。

イ 計画的に改修を行い継続使用する施設

該当する施設はありません。

ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設（2 施設）

3. 周東祖生グラウンド（トイレ）、8. 落合水防倉庫

【対応方針】

今後も必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
3. 8										
担当部署	施設維持管理・・・3.文化スポーツ課周東分室、8.周東総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・3.文化スポーツ課、8.危機管理課									

(4) 建て替え等を検討する施設

該当する施設はありません。

(5) 今後検討が必要な施設(10 施設)

ア 施設・機能の再編・再配置の検討（2 施設）

2. 周東祖生公民館、7. 祖生出張所

【対応方針】

地域づくり拠点施設に位置づけていることから、令和7年度までに施設の移転・複合化又は適正な規模での建て替えについて検討・協議を行います。あわせて、地域力をいかした管理運営手法と出張所の役割、体制の在り方についても検討します。

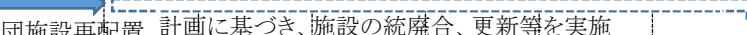
スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
2. 7	 									
協議先	2. 祖生ふるさとづくり推進協議会、祖生地区自治会長連絡協議会									
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・2. 教育委員会周東支所、7. 周東総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・2. 中央公民館、7. 地域づくり推進課									

イ 消防団施設（3 施設）

9. 宮源消防機庫（1－3）、10. 新宮消防機庫（1－1）、11. 別東消防機庫（1－2）

【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和7年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和8年度までに策定し、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
9. 10. 11	 									
協議先	周東方面隊第1分団									
担当部署	消防団の体制、組織の検討・・・危機管理課・周東総合支所地域振興課 施設維持管理・・・周東総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・危機管理課									

ウ 既定計画・既定方針に基づき検討する施設（３施設）

４．そお小学校、６．そお放課後児童教室

【対応方針】

「岩国市立学校規模適正配置に関する基本方針」に基づき、引き続き適正化について検討し、施設については、当面必要な修繕を行い継続使用します。放課後児童教室については、適正化の検討協議の結果に基づき対応します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
４．６	 当面必要な修繕を行い、継続使用									
協議先	小学校運営協議会、ＰＴＡ、わくわくしゅうとうネット協議会（幹事会）、祖生地区自治会長連絡協議会、祖生ふるさとづくり推進協議会									
担当部署	検討を行う部署・・・４．教育政策課・学校教育課・教育委員会周東支所、６．保育幼稚園課 施設維持管理・・・４．教育委員会周東支所、６．保育幼稚園課 本庁所管部署・・・４．教育政策課、６．保育幼稚園課									

５．そお保育園

【対応方針】

「岩国市立保育園の整備に関する基本方針及び整備計画」及び「岩国市保育園民営化実施基準」に基づき、令和１０年度までに民営化（施設の民間移管等）を含め、配置の在り方について検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
５	 他の保育園との統合・民営化の検討・協議 検討・協議結果に基づき対応									
担当部署	保育幼稚園課									

エ 今後の在り方検討（１施設）

３．周東祖生グラウンド（祖生コミュニティセンター）

【対応方針】

現在、地元自治会が倉庫として使用していることから、施設の在り方について検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
３	 利用実態の精査 施設の在り方検討 検討結果に基づき対応									
協議先	祖生地区自治会長連絡協議会、祖生ふるさとづくり推進協議会、祖生長寿会連合会（グラウンドゴルフ）、スポーツ推進委員、祖生体育振興会、中村柱松行事保存会、その他利用団体									
担当部署	施設維持管理・・・文化スポーツ課周東分室 本庁所管部署・・・文化スポーツ課									

オ サウンディング型市場調査等により、売却等を検討する施設（１施設）

１３．旧祖生東小学校

【対応方針】

別途策定の「未利用財産の利活用に関する基本方針」に基づき、令和7年度までに、公的利用、地域利用の有無を確認し、いずれも見込みがない場合は、サウンディング型市場調査等により、民間への売却等について検討します。

利活用等の見込みがない場合は、除却時期を調整します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14																						
13	公的利用・地域利用の調査 <tr><td>協議先</td><td colspan="10">祖生地区自治会長連絡協議会、祖生ふるさとづくり推進協議会、その他利用団体</td></tr> <tr><td>担当部署</td><td colspan="10">検討を行う部署、施設維持管理・・・教育委員会周東支所 本庁所管部署・・・教育政策課</td></tr>										協議先	祖生地区自治会長連絡協議会、祖生ふるさとづくり推進協議会、その他利用団体										担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・教育委員会周東支所 本庁所管部署・・・教育政策課									
協議先	祖生地区自治会長連絡協議会、祖生ふるさとづくり推進協議会、その他利用団体																															
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・教育委員会周東支所 本庁所管部署・・・教育政策課																															

5. 再編・再配置の検証

周東祖生公民館及び祖生出張所の機能の移転先についてエリア内の公共施設で可能性を検証します。

(1) 検証対象施設

周東祖生公民館

ア 施設の利用状況

内容	使用の部屋	年間開催数	1回あたりの利用者数
子ども弁論大会	会議室	1	103
教育講演会		1	37
祖生地区活性化意見交換会		1	35
水稻栽培指針説明会		1	32
体育振興会総会		1	22～30
ふるさとまつり会議			
人権学習講座			
環境衛生推進協議会総会			
トンカチ教室			
別所畑集落協定			
共済部長集会			
祖生土地改良区総会			
珠算教室		42	12
フォークダンス教室		43	14
大正琴教室		40	5
水墨画教室、オカリナ教室		18～9	4～10
氷室短歌教室、えのき会教室			
祖生俳句会教室、歌鈴会教室			
長寿会、玖西駅伝会議、 祖生スポーツ大会会議、 自治会長集会		2～4	10～21
消防団部長会議 中村環境保全隊役員会 就農促進会議 農林会議 文化協会会議		1～4	4～8

社会を明るくする運動 ふれあいハイキング会議 子ども弁論大会会議 子ども会総会 ふるさとづくり総会		1	11～18
茶道教室	講座室	37	5
単位子ども会会議		1	30
そお小学校広報部会議		1	10
料理教室	実習室	12	6

イ 諸室の利用状況

部屋の名称	面積	年間利用回数	特記事項
会議室	154 m ²	146 件	PCプロジェクター
講座室	73 m ²	39 件	和室
実習室	26 m ²	12 件	調理台ほか

祖生出張所

ア 施設の利用状況

内容	面積	受付件数	職員体制
住民票、証明書等発行	19 m ²	239 件	3人(公民館兼務)

(2) エリア内の他の公共施設に移転することについての検証結果

周東祖生公民館の利用実態として、最も稼働の多い居室は、会議室（154 m²）となっています。利用の内容は、珠算教室、フォークダンス教室、大正琴教室といった自主活動クラブ等が主となっています。

また、年に1回程度ですが、100人程度が集まる「子ども弁論大会」や、講演会、会議、総会といった20～30人程度の利用が見込まれる行事等にも利用されています。

このほか、和室である講座室では茶道教室として、調理台等の器具を備えている実習室では料理教室としての利用があります。

祖生出張所は、3人の職員体制（公民館兼務を含む。）で、年間の事務受付件数は239件となっており、月平均としては20件程度となっています。

以上のような利用実態から、移転先の候補となる施設については、少なくとも最も利用の多い自主活動クラブ等の利用が可能となるスペースが必要であり、10～20人程度の収容が可能な居室を必要とします。

また、茶道教室を行うことができるような和室か、あるいは畳を設置することができる程度のスペースのほか、調理台や水道設備を伴う部屋も必要と考えられます。

出張所機能としては、3人程度の職員を配置することができるスペースの確保が必要とされますが、公民館兼務職員が配置されていることから、公民館の移転に当たっては、同時に出張所機能も同一施設に移転することが必要と考えられます。

以上の検証結果から、学校施設等を含め同一エリア内での他の公共施設への、機能移転の可能性についても、引き続き検討を行います。

6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

(1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

集会系施設の譲渡の基本的な考え方及び支援の仕組みについて、次のとおり定めます。

集会系施設

岩国市公共施設個別施設計画では、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」として位置づける施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象として地域に無償譲渡することとしています。

地域が利用しやすくすることで利用度を高め、住民自治の更なる推進を図るため、集会系施設、普通財産集会所等を地縁団体に無償譲渡するもので、譲渡を円滑に進める上で必要な支援を、「岩国市コミュニティ集会所整備事業補助金」の特例措置として、令和14年度を期限に、次のとおり定めます。

なお、旧耐震基準で建設し、耐震診断が未実施の施設であっても、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲り受ける意向がある場合は、無償譲渡の対象としています。譲受けの意向がない場合は、補助金等適正化法の処分制限がある場合を除き、普通財産に転用し、修繕が必要となった場合は廃止します（借主が自主的に修繕を行うことは可能です。）。

- ・地縁団体が譲渡後に行う譲渡施設の修繕工事の一部（費用の8/10。ただし、300万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・前記の修繕工事を行わず、新たな集会所の新築工事を行う場合、その建築工事の一部（費用の8/10。ただし、1,100万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・地縁団体が負担する所有権移転に必要な経費について補助します。
- ・譲渡後の譲渡施設の固定資産税については、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する場合、申請により減免となります。

このほか、旧耐震基準で建築した譲渡施設のうち、建物の耐用年数が未到来で、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する施設については、市において耐震診断を行います。

(2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認した上で利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することにしますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

(3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年中に策定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

7. 施設位置図

